

(令和4年度補正予算「社会課題解決スタートアップ等の海外市場開拓支援事業」)
「日ASEANヤングビジネスリーダーズサミット開催」に係る企画提案の公募について

1. 事業趣旨・目的

ASEANと日本を取り巻く世界情勢は、地政学的な不確実性により先行きへの不透明感が増している。加えて、気候変動等の地球規模の社会課題や、急激な経済成長と都市化に伴う経済格差の拡大など、国内外における社会課題への対応が急務となっている。これらの共通課題の解決に向け、日本とASEAN諸国による二国間・多国間の枠組みにおいて、より強固な連携体制を構築することの重要性が高まっている。

こうした背景のもと、日ASEAN友好協力50周年を迎えた2023年に、第1回「日ASEANヤングビジネスリーダーズサミット及びZ世代ビジネスリーダーズサミット」が開催された。同サミットには、日本とASEANにおける将来のビジネスリーダーとなることが期待される人材が集い、相互理解と信頼関係を深めるとともに、経済・ビジネス上の課題と社会課題を共有し、その解決に向けた協力のあり方について議論・提言を行った。その成果物である共同宣言は、日ASEAN特別首脳会談の共同議長である岸田文雄内閣総理大臣（当時）及びジョコ・ウィドドインドネシア大統領（当時）に手交された。

続く2024年、2025年にも第2回、第3回サミットが開催され、第3回では、高市内閣総理大臣と赤澤経済産業大臣に対し、若手ビジネスリーダーによる政策提言書の手交が行われた。提言では、日ASEANの社会課題の解決に向けた連携強化や継続的な協力関係の構築などが盛り込まれており、今後も日ASEANの次世代ビジネスリーダー間の中長期的な関係を維持・強化していくことが不可欠となっている。

これらを踏まえ、本事業では、日本とASEANそれぞれにおいて産業界・ビジネス界のリーダーとなることが期待される次世代経営者や若手起業家、および次代を牽引するZ世代以降のビジネスパーソン等を対象として、両地域の将来を担う人材が、共通の社会課題に関する議論や解決策の策定を共同で行う機会を提供することで、強固な相互理解と信頼関係の構築・強化を図る。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は以下の（1）～（3）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、実施にあたってはAMEICC事務局、経済産業省通商政策局アジア大洋州課及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下、「AMEICC事務局等」という）と綿密に協議の上で実施する。

（1）ヤングビジネスリーダーズサミットの開催

ASEAN各国と日本において将来の産業界・ビジネス界のリーダーとなることが期待される次世代経営者や若手起業家を対象として、ヤングビジネスリーダーズサミットを開催する。

1) 日程：2026年11月25日（水）午後～11月27日（金）（予定）

2) 場所：東京都及び石川県（予定）

※なお、会場等はAMEICC事務局等名で仮予約済み。最終的に、AMEICC事務局等と協議の上、決定することとする。

※なお、3日間の実施時間帯については、AMEICC事務局等と協議の上、決定することとなり、一部、調整状況によっては、「終日」ではなく短縮される可能性がある。

3) 参加を想定するヤングビジネスリーダー：ASEAN・日本から起業家（上場済／上場直前の有スタートアップ、社会起業家）、有力企業経営者・次世代経営者（財閥、有力ファミリービジネス、地方名士企業等）、パブリックセクター・アカデミアのリーダー（政治家、官僚、研究者等）、若手リーダー（社会起業家、NPO、潜在的起業層、学生、企業幹部候補等）合計 50 人程度（日本から 15 人程度、ASEAN から 35 人程度を想定）

※具体的な参加者は AMEICC 事務局等との協議により決定する。

4) 実施業務

①全体工程管理

- ・ 準備計画の作成、作業進捗状況の確認、再委託先等の関係者との連携
- ・ AMEICC 事務局等との定例・随時のミーティング開催
- ・ 多岐にわたる関係者との効率的なコミュニケーション・資料共有方法の構築
- ・ その他、イベント実施に際して必要な業務

②ヤングビジネスリーダーズサミットの企画

- ・ プログラムの作成
- ・ プログラムに応じた登壇者等の調整、資料回収等の登壇準備
- ・ プログラムに応じた訪問先等との調整、手配
- ・ 配布資料（含むヤングビジネスリーダー及び登壇者等のリスト・プロフィール）の作成・配布（英語）
- ・ サミット成果物となる共同宣言（仮）のドラフト及びサミット内での議論を踏まえた最終版の作成支援

③会場手配・設営・サミット運営

- ・ サミット開催会場の手配、会場設営、音響・映像機材の設置・運用、会場施設との各種調整
- ・ 司会者手配・事前打ち合わせ、必要に応じた通訳手配・事前打ち合わせ、進行台本作成
- ・ 来賓、メディア、ヤングビジネスリーダー、その他の登壇者等の来場者の受付・誘導
- ・ プログラムに基づくサミット運営、進行指示
- ・ 会場における効率的なビジネスマッチング方法の構築・実行
- ・ プログラム上必要な移動手段の手配
- ・ 昼食及びネットワーキング（レセプション・ディナー）の手配・運営
- ・ 写真及び動画によるイベントの記録・編集

④登壇者等の宿泊・渡航手配

- ・ 登壇者等とのコレポン等の渡航・滞在支援
- ・ 登壇者等の宿泊先手配（費用負担について 3.（3）参照）
- ・ 登壇者等の渡航手配（費用負担について 3.（3）参照）

(2) 日 ASEAN ヤングビジネスリーダーズサミット及び将来世代ビジネスリーダーズサミットによる協業実績の調査

2025 年の第 3 回に参加したヤングビジネスリーダー及び将来世代ビジネスリーダーの所属する ASEAN の企業・団体等と日本企業との間で成立した協業案件の有無について、協業案件の概要、投資規模等について、ヒアリング等により調査する。

(3) 成果報告書の作成

事業の実施内容について成果報告書を作成する。作成にあたっては、以下の項目を含むことし、実際の事業内容に基づいた具体性の高い報告書とし、著作権処理済みの写真・画像素材等を多用したビジュアルなものとする。

- ・ ヤングビジネスリーダー及びその他の登壇者等のリスト・プロフィール（日本語及び英語）
- ・ 各セッションの議事録（実際の議論の流れを詳細に記録する）及び議論内容要約
- ・ ビジネスマッチング件数、組み合わせ
- ・ メディア取材、掲載実績
- ・ 次回以降に向けた改善点

3. 留意事項

- (1) 本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局等ともよく連携すること。
- (2) 事業の進捗状況については、原則1か月に2回以上、AMEICC事務局等からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- (3) 経費負担について
 - ・ 参加者の経費負担については、以下の経費を見積書に計上すること。
 - ・ ヤングビジネスリーダーズサミットに参加するヤングビジネスリーダー等の宿泊費（2026年11月25日、26日、11月27日の予定）
 - ・ ヤングビジネスリーダーズサミットに参加するヤングビジネスリーダー等の食費（2026年11月25日（水）夜、26日（木）昼・夜、11月27日（金）昼・夜）
 - ・ ヤングビジネスリーダーズサミットに参加するヤングビジネスリーダー等の宿泊地から会場までの移動手段費用（東京駅から金沢駅までの片道の新幹線代を含む）
 - ・ ヤングビジネスリーダーズサミット登壇者等5名分の渡航費・国内交通費
 - ・ 企業からの協賛により会場使用料等の費用負担に変更が生じる可能性があるため、随時AMEICC事務局等と協議すること。
 - ・ その他の費用負担の在り方についても、随時AMEICC事務局等と協議すること。
- (4) 一部の会場等はAMEICC事務局等名で仮予約している。本公募に対して参加意思表明のあった者に対して会場等の名前と経費内訳を知らせるので、それを基に受託業務費見積書を作成すること。

4. 成果物

- (1) 以下の事項を含んだ事業報告書（指定のない限り日本語）：
 - ・ 2. の（1）で使用した資料及び結果概要（写真・動画データ等を含む）
 - ・ 2. の（2）（3）で示した成果報告書
- (2) 納品形態：電子媒体
- (3) 提出期限：2027年2月26日（金）
- (4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。
 - ① 一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 海外戦略・AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1

TEL : 03-3888-8244

② 経済産業省通商政策局アジア大洋州課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-1953

5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1 件
- (4) 契約期間：契約日（2026年6月頃予定）より2027年2月26日までとする。
- (5) 予算規模：100,000,000円（消費税を含む）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託という。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいは ASEAN に法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
 - ・本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 2026年4月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。

- (7) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。)

7. 参加意思表明及び質疑

(1) 参加意思表明

本企画競争へ参加を希望する場合は、2026年4月27日(月)午後3時【必着】までに公募申請書(押印不要)をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2026年4月27日(月)午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2026年5月1日(金)午後4時までに、企画競争への参加の意思表明をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6.の応募資格を満たしていることを確認し、2026年5月11日(月)午後4時まで【必着】に、下記8.の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。(送信方法については個別に案内する。)

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会

海外統括部 海外戦略・AMEICC事務局支援グループ

担当：鮎合、新井

E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

(1) 公募申請書

(2) 企画提案書

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務費見積書

(3) 会社概要(事業概要)書

(4) 直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)(企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出)

(5) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書/3ヶ月以内のもの)

(6) 2026年4月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

※（１）、（２）は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）。なお、（２）の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

（１）提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

（２）審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

（３）応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 海外戦略・AMEICC事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上